

北九州穴生ドーム利用に関する減免制度について

穴生ドームの利用に関して以下の要件に該当する場合、利用料の減免の制度があります。

減免することができる場合（減免要件）	減免の割合
市が主催又は共催する行事のため使用するとき （市が委託、請負、その他契約により第三者に執行させる事業又は行事を含む。）	100 分の 100
市が後援する行事のため使用するとき	100 分の 50
年長者施設利用証、福岡市シルバー手帳、下関市健康手帳（65歳以上）、鹿児島市、熊本市、福岡市在住者（65歳以上）の公的機関発行の証明書（住所、氏名、生年月日の記載のあるもの。運転免許証、国民健康保険証等）、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、当該利用証又は証明書等又は手帳を所持したものが使用するとき	100 分の 60

- ※ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者がドームを使用する場合において、その付添人1人分の使用料については、当該手帳の交付を受けた者と同一に取り扱う。